

平成28年 第1回松田町議会定例会 会議録 (第1日目)

平成28年3月1日 午前9時00分 開議

1. 出席議員 12人

1 番	平野 由里子	2 番	田代 実	3 番	井上 栄一
4 番	南雲 まさ子	5 番	中野 博	6 番	飯田 一
7 番	利根川 茂	8 番	小澤 啓司	9 番	石内 浩
10 番	齋藤 永	11 番	鈴木 眞徳	12 番	大館 秀孝

2. 欠席議員 なし

3. 説明のための出席者 15人

町 長	本山 博幸	副 町 長	—————
教 育 長	鈴木 良三	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	上 村 和 夫
参事兼総務課長	小林 賢吾	安全防災担当課長	石 井 久
政策推進課長	吉田 利光	定住少子化担当課長	鈴木 英幸
福祉課長	太田 ゆかり	子育て健康課長	川 本 博 孝
参事兼町民課長	佐藤 利明	税 務 課 長	工 藤 義 孝
参事兼観光経済課長	山口 洋一	環境上下水道課長	竹 内 淳
まちづくり課長	田代 浩一	教 育 課 長	小 田 隆

4. 出席した議会事務局書記 2人

事 務 局 長	渋谷 素司	書 記	中津川 文子
---------	-------	-----	--------

5. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

- 日程第 3 町長の所信表明
- 日程第 4 議長の諸般報告
- 日程第 5 陳情第 1 号 国に対して消費税増税を中止する意見書の提出を求める陳情書
- 日程第 6 一般質問

## 6. 議会の状況

議 長 皆さん、おはようございます。ことしのまつだ桜まつりは、開花が早く、2月中旬より見ごろを迎えて満開となっております。早くから町なかが活気にあふれておりました。議員各位におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、去る2月19日、松田町告示第6号により、平成28年第1回松田町議会定例会の招集がされましたので、その旨を議員各位に通知しましたところ、本日は定刻までに御参集いただき、ここに本定例会が開催できますことを衷心より感謝申し上げます。

会議に先立ち、皆様に御確認をお願いいたします。皆様のお手元に書類を配付してありますが、配付書類は当日配付書類一覧表のとおりであります。配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

なお、神奈川新聞社より写真撮影及び録音の申し出があり、許可をいたしておりますので、御承知おき願います。

それでは、ただいまの出席議員は議員定数12名中12名です。よって、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、平成28年第1回松田町議会定例会の開会を宣します。

直ちに本日の会議を開きます。 (9時00分)

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議 長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長から指名いたします。8番 小澤啓司君、9番 石内浩君、両名をお願いいたします。

議 長 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

本定例会を開催するに当たりまして、去る2月24日に議会運営委員会が開催されましたので、その結果を委員長より御報告願います。議会運営委員長、小澤啓司君。

議会運営委員長 おはようございます。それでは、議会運営委員会の報告を申し上げます。平成28年第1回定例会の招集に当たり、去る2月24日、午前9時より、委員全員出席のもと委員会を開催し、次のとおり決しましたので御報告申し上げます。

会期は、本日3月1日から予備日を含め3月15日までの15日間といたします。本会議は3月1日から4日までと10日の5日間といたします。

次に、審議内容について申し上げます。本会議1日目の3月1日は、日程第1、会議録署名議員の指名についてから、日程第6、一般質問、受付番号6号、大館秀孝議員までを予定しています。なお、日程第5、陳情第1号につきましては、産業厚生常任委員会に付託することになりました。もう一つの軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情につきましては、松田町の学校などで承知をしていることですので、机上配付といたしました。

本会議2日目の2日は、一般質問の残り、受付番号7号、南雲まさ子議員から受付番号9号の平野由里子議員までを行います。午後から大会議室において議会全員協議会を開催し、今回の定例会に上程された条例の一部改正や、土地等の取得についての説明などを行います。

本会議3日目の3日は、日程第7、議案第5号松田町行政手続条例等の一部を改正する条例から議案第20号平成27年度松田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの16件の議案について行います。議案第5号松田町行政手続条例等の一部を改正する条例、議案第7号松田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び松田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例から議案第11号松田町指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第13号松田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正

する条例の以上7議案は、上位法の改正に伴うものでありますので、即決とさせていただきます。また、議案第6号松田町職員定数条例の一部を改正する条例につきましては、職員を適正配置するため、条例で定めている定数119人の内訳、町長の事務部局と教育委員会の事務部局及び学校その他の教育機関の職員の配分を改正するものです。議案第12号松田町立幼稚園保育料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例は、預かり保育の時間延長に伴う保育料の改定です。議案第14号東北地方太平洋沖地震による被災者に対する支援に関する条例の一部を改正する条例は、被災者支援の期間を1年延長するものです。議案第15号行政不服審査会の事務の委託に関する協議については、行政不服審査会の事務を神奈川県へ委託することに関し、県と協議をするための議案です。議案第16号松田町町道路線の変更については、町道19-6号線道路改良事業実施に伴い、路線の終点を変更するものです。議案第17号平成27年度松田町一般会計補正予算（第6号）から議案第20号平成27年度松田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）です。以上9議案につきましても、全て即決とさせていただきます。

本会議4日目の4日は、議案第21号平成28年度松田町一般会計予算の提案説明と細部説明を行い、説明が終わり次第、質疑までを行います。その後、議員6名で構成する予算審査特別委員会を設置し付託をいたします。議員6名の内訳は、総務文教常任委員会と産業厚生常任委員会からそれぞれ3名ずつを選出させていただきます。詳細質問は特別委員会をお願いをいたします。また、議長はオブザーバーとして特別委員会へ出席をしていただきます。なお、予算審査特別委員会委員でない方の詳細質疑は、10日に行われます予算審査特別委員会報告があった後をお願いをいたします。一般会計の質疑が終了しましたら、平成28年度工事予定箇所現地視察を行います。

7日は、午前9時から大会議室において産業厚生常任委員会を開催し、付託となりました陳情第1号国に対して消費税増税を中止する意見書の提出を求める陳情書の審査を行います。また、各委員会の活動日も設けております。

8日は、午前9時から大会議室において議会全員協議会を開催します。内容は、松田町総合戦略、自治基本条例、人権擁護委員や教育委員会委員の人事案

件、選挙管理委員会委員及び同補充員や松田町外三ヶ町組合議会議員の選挙などが予定されています。また、前日に続き、各委員会の活動日も設けております。なお、2日間の委員会の活動日ですが、必要に応じて職員をお呼びすることもありますので、待機をお願いいたします。

9日は、午前9時から大会議室で一般会計予算審査特別委員会を開催しますので、議員の出席をお願いします。なお、先ほど報告しましたとおり、本年の特別委員会は、総務文教常任委員会と産業厚生常任委員会からそれぞれ3名ずつ選出された委員で行いますので、よろしくお願いを申し上げます。

本会議5日目の10日が最終日となります。付託案件となっております陳情第1号国に対して消費税増税を中止する意見書の提出を求める陳情書の産業厚生常任委員会報告と議案第21号平成28年度松田町一般会計予算の予算審査特別委員会報告、その後、質疑、討論、採決を行います。その後、議案第22号平成28年度松田町国民健康保険事業特別会計予算から議案第29号平成28年度松田町後期高齢者医療特別会計予算まで8会計の御審議をお願いいたします。全て即決をお願いをいたします。特別会計の審議が終わりましたら、同意第1号人権擁護委員の推薦についてから選挙第2号松田町外三ヶ町組合議会議員の選挙について、日程第36各種委員会委員等の諸般報告及び日程37委員会の閉会中の継続審査申出書について行い、閉会となります。なお、14日（月曜日）と15日（火曜日）は予備日としておりますので、御承知おき願います。また、このほかに追加議案が提案された場合は、審議をよろしくをお願いいたします。

以上、議会運営委員会の報告を終わりますが、不明な点がございましたら、私のほかにも委員の方がおりますので、補足説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議 長 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。お諮りいたします。本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員会委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

2 番 田 代 ただいまの議運の委員長さんの発言の中で1点質問をさせていただきます。消費税増税を中止する意見書の提出を求める陳情書、これが委員会付託になりました。これについて、どのような理由で付託とされたのか、また、近隣市町の状

況、付託にされたか机上配付か、その辺も踏まえてお答えいただきたいと思  
います。

8 番 小 澤 このことにつきまして、議運の中でいろいろ意見が交わされましたけれども、  
今、国が進めているアベノミクス効果というものがなかなか一般庶民の中に浸  
透してきていない。大企業中心の施策であって、全体の97%を占める中小零細  
企業にはほとんど恩恵が出ていない。そういう中で、中国経済の成長の鈍化や、  
あるいは原油価格の下落等、これから先の日本経済にとっても先行きが非常に  
不透明になっている。こういう中で、幾ら国のほうがですね、国際公約として  
10%に上げますよということを言っている、実際の消費者、国民に対する経  
済効果が出ていない。これから先、ますます経済が不透明になっていく中で、  
あえて10%に値上げをしていくことに対して、いま一度、検討したらどうかと、  
こういうようなことで委員会付託とさせていただきます。また、このことにつ  
いて、他町はどうかというようなお話ですけれども、これはあくまでも、こ  
の松田町の議運の中で決定したことであります。以上です。

2 番 田 代 陳情の場合についても請願についてもそうなんですけれども、議員必携が配  
られていると思います。議員必携の中でこういったものを付託するんだと、審  
議するんだというのが配られております。その部分をちょっと朗読させていた  
だきます。陳情という項です。「陳情は、特定の事項についての利害関係を有  
する住民が、官公署にその実情を訴え、当局の適切な措置を要望する行為であ  
るが、請願権が憲法で保障されているのと違って、陳情は法的保護を受けるも  
のではない。したがって、陳情を受けた当局側も、これに回答し、その処理の  
結果について報告する法律上の義務はない。」一方で、「議会の慣例によって、  
取扱いの方針や要領が決められており、必ずしも一様でない」という文があり  
ます。最後に書いてあるのが、陳情については請願と同一の取り扱いをする町  
村が多かったが、最近、単なる資料配付扱いをする件数がふえていると、この  
ように結んでおります。このような中で、今までの最近の松田の例ですと、こ  
ういった件は陳情にはしてないような感じがするんですけれども、その辺を踏  
まえて、もう一度回答をお願いしたいと思います。

8 番 小 澤 確かに、消費税の値上げについては、国際公約という中で国が決めたもので

ありまして、やはりこれは肅々と実現をさせていかなければいけないものだろうとは思いますが、しかしながらやはり、我々国民の生活が非常に厳しくなっている中で、そのまま来年の4月、10%でいいのかな。これはやはり、我々国民あるいは松田の町民にとって、それが本当にいいものかどうか、もう一度、立ち止まって見直していく必要があるのではないかと、そういうことから、議運の中では、常任委員会付託にして、もう一度検討してもらったらどうだろう、こういうような結論になったわけです。

2 番 田 代 先ほど私、申し上げましたとおり、陳情は請願に準じて行っているところが多かったと。ただ、最近は資料配付、机上配付になっているよということは、必携を読ませていただいたんですけども、請願で、今までどういう基準で審査したかというのを申し上げます。請願については、一般的には、「願意が妥当であるか」、まずこれが1点です。2点目、「実現の可能性があるか」、3点目として、ここが一番重要だと思います、「町村の権限、議会の権限事項に属する事項であるか」。それらを判断して審議しなさい、採択しなさいよということが議員必携に載っています。そこの結びの中で、「町村行政なり議会の権限に属しない事項にかかわるものは、不採択とするほかはない」と出ています。この消費税というのは、確かに賛否両論あると思います。じゃあ、消費税をこれ中止して代替案、そういったものがあれば、確かに付託で審議する価値はあるのかな、町レベルでも国政に対して少しは考えなきゃいけないのかなと感じるんですけども、少なくとも、請願の中で、町村行政なり議会の権限に属しない事項にかかわるものは不採択するほかはないと。要するに、付託になってから審議したとしても不採択と。それと、請願…ごめんなさい、採択の、陳情です、陳情の中で、最近の傾向では、単なる資料配付の扱いとするケースがふえていると。

私、他町の状況はどうかというお伺いしたんですけども、やはり足柄平野、南を含めて上郡5町って、やっぱり1つのエリアだと思います。いろんな行政サービスとかいろんな問題、おのおのの町が風通しをよく情報交換をしながら、どういう感じで動いているのかということもありますので、松田町議会が自分でこういう判断をするのであれば、そういったものはもっとしっかりしていな

ければいけないのかな。ちなみに私が聞いたところだと、中井だけは陳情になっているそうです。大井町は連絡取れませんでした。山北と開成については机上配付。南足柄についても机上配付です。そのようなことから、もう一度、議運の委員長さんの御回答をお願いいたします。

8 番 小 澤 消費税の増税というものが、やはり我々この松田町の町民にとっても、非常に大きな影響が出てくるわけです。そういった経済情勢の中で、なかなか国が思ったように経済が上向いていかない。そういう厳しい中で、さらに来年の4月、10%に上げることに對して、やはり町民の負担が非常に大きくなってくる。これは国が決めたことではあっても、もう一度、松田町としても見直していく必要があるのではないか。これを10%に上げる、上げない、このことについて、やはり常任委員会でしっかりと審議をしていただいて、結論を出していただきたい。国の施策ではあっても、我々町民に対しても大きな影響が出てくるものですから、そういう意味で委員会付託とさせていただきます。

2 番 田 代 これ以上、私が御質問しても堂々めぐりになってしまいますので、最後、お願いということでおしまいにしたいと思います。やはり議会というのは、松田町議会で審議する内容と国政レベルで審議する内容、その辺をある程度吟味しながら、付託かどうかというのを、今後もちよっと議論していただきたいと思います。要望です。終わります。

8 番 小 澤 国政レベルか地方レベルかという話がありますけれども、やはり町民に大きな影響を与えるものについては、この松田町議会としても、しっかりと審議をしていったほうが、これから先もいいのではないか。そういうようなことで私は進めていきたいと思っております。

1 2 番 大 舘 補足をさせていただきます。今、田代議員からる質問がありましたけれども、近隣がどうのっていうことじゃなくて、松田町議会としてはですね、やっぱりどんな小さな自治体でも、声上げていく、そういうことが大事。今、消費税がですね、5%から8%に上がって、日本の景気、減速、どんどんしているんですよ。それで、ある2団体ぐらいで、裁判まで、提訴までされているわけですね、消費税について。それで、国もゼロ金利政策まで提案されてですね、それでも景気は上向きにならない、5%から8%に上げたその衝撃っていうの



はすごいわけです。中国の景気減速も原因あると思いますけれども、やっぱり、どんな小さなところで声を上げていかなければ、誰も何にも問題がないんだということ、それが粛々と進行しちゃう、それが怖いんです。どんな小さな声でも上げていくことが大事だと、そういうことで松田町ではですね、松田町議会の考え方として、通じる通じないは別問題として、声を上げていくことが大事なんだなということが、そういう思いで委員会付託をして、意見書を出しましょうよという、そういう結論に達したわけです。ですから、それは今、田代議員、その議員必携の中での説明されましたけれども、考え方の違いだと思うんです。近隣がどうのとか、そういう問題じゃなくて、やっぱり松田町議会はこういう意思を持っているんだということの、何ていうのかな、意思表示、それが大事なことだということで、議運の中では委員会付託をしてですね、国に意見書を出しましょうっていうような結論に達したわけですから、その辺は御理解いただきたいと思います。

2 番 田 代 最後ということで、いろいろ先輩議員から意見をいただきましたので、それに対して若干私の気持ちを述べさせていただきます。近隣市町というのは、議員必携とは一切関係ないです。情報としてやっぱり周りがどういうふうなことをやっているのかなということは、どういう基準でやっているのかな、それはそれで情報として必要ではないのかな。付託するときに、一つの参考資料としてよろしいのではないかと。一方、冒頭申し上げました、議員必携の請願の採択の基準、陳情の採択の基準、これはやはり一つの基準ですので、ある程度、遵守していく必要があるのかなと考えます。

最後に申し上げたいのが、この消費税をなくす、中止する意見書の提出の陳情、これについては、確かにこれはもっともな面もあると思いますけど、私、冒頭申し上げたように、じゃあ、この財源の代替案、これが示されてあれば、少しは土俵に乗れるのかなと。御存じのように少子高齢化で、もう本当に財源が厳しくなって、国際社会の中で日本の財政に対しても、もう赤信号がともされている。そういうふうなことで見られている中で、何でも反対ではなくて、というふうなことで、じゃあこの消費税を2%に…あ、8から10%、2%上げないんであれば、こういうことがあるよと。その辺まで入っていれば、ある程

議

度、土俵に乗れるのかなと私は感じております。以上です。回答は結構です。  
長 よろしいですか。それでは、再度お諮りいたします。本定例会の会期につきまして、先ほどの議会運営委員会委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、平成28年第1回松田町議会定例会の会期は、本日3月1日から3月15日までの15日間と決定いたします。